鶴財第３０１号

令和３年７月６日

各　部　長
　　様
各　課　長

総合政策部長

令和４年度予算編成における留意事項について（通知）

令和４年度予算編成については、下記の留意事項を踏まえて予算要求を行うこと。

記

１　新型コロナウイルス感染症の影響と本市の財政状況

国の「経済財政運営と改革の基本方針２０２１」、いわゆる骨太の方針では、「新型コロナウイルス感染症の拡大を機に世界が大きく、急速なスピードで変化しており、社会全体の仕組み・構造について、ポストコロナに向けた動きを一気に加速する。」としている。

地方財政については、「令和６年度までの間、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和３年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」とされている。

市の財政状況については、令和４年度予算編成方針の「１　市の財政状況と新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた予算編成について」にて触れているとおり、現時点では安定した財政運営ができている。

しかしながら、感染症の収束が不透明な状況であり、感染症が再拡大するなど影響が長期化し、市税収入が大幅に下落すれば、地方交付税や地方債に依存する傾向がさらに強まり、自主的な財政運営が困難になることが想定される。このことから、

将来的な市財政への影響については、決して楽観視できない。

本市の歳出については、高齢者の増加に加え、引き続き扶助費や補助費等の伸びが見込まれる。また、令和４年度から団塊の世代が７５歳以上に入り始めるなど、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計への繰出金などの社会保障費の伸びに要する一般財源負担の増加が避けられない状況である。さらに、現在、着工している都市計画道路整備を始めとした都市基盤整備も同時に進めなければならないことから、一般財源負担の増加が見込まれている。こうしたことに加え、一部事務組合への負担金についても、埼玉西部環境保全組合の（仮称）鳩山新ごみ焼却施設の建設や高倉クリーンセンターの解体等により、将来的に増加が見込まれる。

このように、一般財源の総額の増加が見込めない中で、新たな財政需要に対応していかなくてはならず、そのためには既存事業の一般財源負担を圧縮することにより、これらの財源を捻出していく必要がある。

こうしたことから、予算要求に当たっては、すべての事務事業の必要性、緊急性、事業効果を公費により負担することの是非について検討し、発想の転換による創意・工夫、部内調整の徹底等により予算要求を行うこと。

特に、市の単独事業については、制度そのものの継続の合理性等を必ず整理の上、必要性の精査と検証を行うこと。

２　編成作業の基本事項

（１）　新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた予算編成について

令和４年度予算については、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、「令和４年度予算編成の基本的な考え方」に基づき、“支援の継続”“躍進”“構造の転換”の３つを柱とした予算編成とする。

しかし、感染症の拡大傾向が続くと判断される場合については、政策的経費の査定の段階において、市民の生活を守る事業を中心とした予算配分とする方針に転換する。

（２）　「管理的経費」と「政策的経費」について

令和４年度予算においても、３か年実施計画と連動した本要求のみの編成作業とするほか、全ての事業（小事業単位）を「管理的経費」と「政策的経費」に分類し、それぞれの経費に応じて査定を実施する。

管理的経費は、経常的経費や内部管理的経費である。令和４年度予算に関しては、上限額は設けないこととする。管理的経費の増額が政策的経費の財源を圧迫することを念頭に真に必要な経費を計上すること。

政策的経費は、政策的議論を徹底する経費であり、第６次総合計画を推進する経費として、精査して要求すること。本経費については、全市的な優先順位の中で事業採択する。

今回の予算編成は、一般財源の総額から管理的経費に係る一般財源を差し引いた額が政策的経費の財源となる、という考え方に基づくものである。

（３）　これまでの検討を活かすこと（通年予算）

事業内容の検討に当たっては、全ての事業において、各施策の現状と課題、通年予算として所管で進めてきた検討事項や通常業務の現状等を踏まえ、令和３年度の取組を令和４年度予算に着実に反映させること。また、令和２年度決算の状況を検証し、最も効率的かつ効果的な手法を検討し、真に必要な予算を要求すること。

（４）　前例踏襲による安易な予算要求は慎むこと

前例踏襲という固定観念から脱却し、全事業についてゼロベースの視点で見直すこと。現在本市が置かれている状況、今日の社会情勢、市民ニーズの変化等を的確に捉え、市民生活に真に必要な事業か、実績面、有効性、公平性、効率性、代替可能性など多面的な視点から、経費の縮減に努めることはもちろん、事業の休廃止やスローダウン、執行体制の見直しなど、積極的かつ大胆な見直しを行うこと。

また、近隣自治体での実施水準を比較し、その水準以上のものは同水準となる

よう見直すこと。

（５）　経常的経費の抑制と定員管理の適正化

当市の経常収支比率は、平成２４年度以降、９０％を超え、財政状況の硬直が恒常化している。そうした中、高齢化の進行に伴う扶助費を始めとする社会保障関連経費の伸びに対応しなければならず、そのためには肥大化した経常的経費の削減が最重要課題となっている。

このため、指定管理や業務委託等、民営化が可能な事業は、政策推進課が示した「アウトソーシング導入の基本的な考え方」に基づき、費用対効果を見極め、民間活力活用の視点から、積極的に民間委託・民営化を行い、経常的経費の大きな部分を占める人件費の抑制に努めること。また、職員の再任用制度の活用や会計年度任用職員等の任用も含めた中で、定員管理の適正化を進めること。

（６）　補助制度の活用

国や県の補助・負担事業については、国等の令和３年度補正予算や令和４年度予算編成の動向に細心の注意を払い、制度等の改正に時宜を失することなく対応するとともに、国等の補助制度を積極的に活用すること。

特に、補助制度と類似する単独事業を実施している場合には、補助制度が活用できるよう事業の見直しを行うこと。

また、国庫補助事業に係る超過負担は、極力解消するよう努めるとともに、国・県の負担すべき経費を市が負担することとならないよう注意すること。

３　部長による部内調整の強化

今回の予算編成は、一般財源の総額から管理的経費を差し引いた額が政策的経費の財源となる、という考えに基づいている。経常収支比率が高止まりしていることに加え、新型コロナウイルス感染症に係る財政需要にも対応しなくてはならないことから、市の魅力ある施策を実施するためには、管理的経費をいかに抑えるかが重要となる。

こうしたことを踏まえ、管理的経費については部長のマネジメント機能を最大限活かし、要求すること。

このため、新たな事業又は拡充する事業を実施する場合には、事業の見直しによって確保される財源をもって実施する等、各部が主体的かつ責任を持って事業の見直しを実施すること。

４　個別留意事項

（１）　総括的事項

ア　中長期的な視点から、一時的に費用負担が生じても、結果として投資を超える本市の魅力の向上や政策効果の発現につながるような事務事業、改善については、積極的に取り組むこと。

イ　予算編成方針にあるとおり、第６次鶴ヶ島市総合計画前期基本計画の重点戦略に資する事業については、積極的に検討すること。

ウ　政策的経費に係る事業についても、事業費を精査し、一般財源の縮減に努めること。

エ　事務事業全般において、行政の責任領域を改めて見直すとともに、事業評価等によるコストを意識し、従来の慣行にとらわれることなく、事務事業の必要性や効果等を十分検証すること。

オ　スクラップアンドビルドの原則の下､市民ニーズを踏まえた新規事業の提案、予算要求に努めること。

カ　他課や他団体と関連する部分等があるものについては、予算要求時までに十分調整し、整合性及び効率化を図った上で要求すること。

キ　市議会及び監査委員から指摘のあった事項については、客観的な公益上の必要性について総合的な判断をした上で適切に対応すること。

ク　令和２年度決算の状況や令和３年度予算の執行状況等を十分に分析し、不用額の縮減に取り組むこと。

（２）　公金事務の見直し

近年の低金利の継続や、金融機関のビジネスモデルの変化を背景に、指定金融機関より、これまで負担していた振込手数料、窓口収納手数料及び口座振替手数料について、市に負担を求められている状況である。このことから、振込のＥＢ（エレクトロニックバンキング）化や、口座振替自動引落しへの切替えなど、振込件数の削減や支出の効率化に向けた検討をし、総コストの削減に繋げること。また、検討の結果、必要と判断される経費については、積極的に予算要求すること。

このことについては、令和３年２月２２日付けで会計管理者より発出された「公金振込手数料の費用負担に伴う支払方法の見直しについて」（グループウェアの会計課ライブラリに格納）を参照すること。

（３）　公共施設個別利用実施計画に位置付けられる取組への準備

今年度策定予定の公共施設個別利用実施計画については、公共施設が目指すべき姿を設定し、施設の再配置や改修等に取り組む長期計画であり、市民が真に求める公共施設を実現させるための重要な計画である。

既に示されている案には、再配置の内容が記載されていることから、計画の確定に備え、事務手続きの具体的な検討を行い、必要と判断される経費については、確実に予算要求すること。

（４）　行政改革への取組

硬直した財政状況を改善して、事業に必要な費用や人員などの行政資源を捻出していくことが、市の将来像の実現に向けた最大の課題となっている。

このため、第６次総合計画前期基本計画に定める「政策７　経営的視点に立った市政運営」を踏まえ、予算編成に取り組むこと。

（５）　義務的経費の抑制

ア　義務的経費のうち、扶助費については、今後も増加が見込まれることから、

法令等に係るもの以外は見直しの対象とし、特に市単独事業として上乗せ給付や助成を行っているものについては、廃止を含めた抜本的な見直しを行うこと。

イ　義務的経費のうち、人件費については、定員適正化の取組と併せて、適切な課業分担や業務改善による効率的な業務執行を徹底し、超過勤務の抑制と時間外勤務手当の削減に努めること。

（６）　福祉施策に対する予算措置

福祉施策に関する事業費は、少子高齢化の進行等に伴い、確実に増加が見込まれることから、財政硬直化の大きな要因となっている。

ア　国民健康保険・介護保険等の特別会計に計上を予定する事業も含め、全ての事業において見直しを行うこと。

イ　安易な自己負担額の軽減措置などにより、過度の財政負担を招くことがないよう、常に受益者負担適正化の視点に立ち、適正水準の検討を行うこと。

（７）　滞納対策の強化

市税や保険料はもとより、保育料、学校給食費、入学準備金貸付金等の全ての債権について、法令、規則又は債権管理条例等に基づき、その管理を適切に実施し、市民から不公平感を抱かれることのないよう、未納者（滞納者）対策の強化に努め、収入の確保を図ること。

（８）　会計年度任用職員・再任用職員の適切な任用

会計年度任用職員等については、人事課との協議を進める中で、真に必要とされる任用形態・人数等について抜本的な見直しを行い、最少の人員及び時間に抑制して予算要求すること。

会計年度任用職員制度は、報酬の経験年数加算による増額があることを踏まえ、アウトソーシングとの経費比較を行うこと。また、デジタル化による業務効率化にともない、会計年度任用職員の人数や時間を精査すること。これらについては、年度ごとに見直しを徹底すること。

なお、正規職員数の減は事務事業の見直しにより対応することとし、安易に会計年度任用職員で補うことを想定しないこと。

また、退職地方公務員の雇用と年金受給開始を確実に連携するための再任用制度の効果的な活用を積極的に検討すること。

（９）　補助金及び交付金の適正化

ア　団体等の運営費、奨励的な補助金及び交付金については、時代・状況の変化を踏まえた必要性の十分な精査と検証を行い、法令に基づくものを除き終期を設定し、廃止を含めた抜本的見直しを行うこと。

また、一般補助から指定補助への見直しを行うこと。

なお、見直しに当たっては、補助金交付団体との調整を徹底すること。

イ　その他の補助金については、時代・状況の変化を踏まえ、民間との役割分担、費用対効果、補助率・補助限度額等、十分な精査と検証、徹底した見直しを行い、所期の目的を達成したもの、補助効果の薄いもの等については、積極的に廃止するか事業の終期を設定すること。

ウ　補助金の新設は原則として認めないこととするが、緊急な行政課題によりやむを得ず新設する場合には、経費負担のあり方、必要性、緊急性、効果等の面から十分に検証するとともに、必ず終期を設定すること。

(10)　イベント及び関係団体の事業の見直し

イベント及び市が事務局を務める関係団体の事業については、職員の関わり方を含め、将来を見据えて、統合・廃止を積極的に検討すること。また、実施の目的を再度検証し、地域参加、企業参加などによる新たな開催方法の導入、経費負担について参加者負担等も取り入れるなど、行政主体から市民主体へと運営方法の転換を図り、職員負担を軽減すること。

(11)　特別会計の自立性・健全性の確保

国民健康保険特別会計を始めとする特別会計については、一般会計との負担区

分を明確にし、安易に一般会計からの繰出金に頼ることなく、特別会計設置の本来の趣旨に則り、特定財源の獲得、自主財源の確保、事業の一層の効率化及び健全経営の確保に努め、一般会計からの繰出金を最小限にとどめること。

(12)　一部事務組合負担金の適正化

一部事務組合の事業運営については、構成団体として事業の目的や必要性、民間委託とのコスト比較及び他の団体との比較検証を行い、安易な地方債の発行や構成市町からの負担金に依存することのないよう、他の構成団体と連携して組合財政の健全性の確保に努めること。